

# 2023年度第1回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会

## 議事要旨

---

### 【開催概要】

日時：2023年5月18日（木）18：00～19：50

会場：市庁舎 第1委員会室

### 【議事次第】

- 1 開会
- 2 事務連絡
- 3 議題
  - (1) ヒアリングについて（資料1～3）
  - (2) 答申書（案）について（資料4～7）
  - (3) 広報物（案）について（資料8～10）
- 4 その他
- 5 閉会

### 【配布資料】

- 資料1 「（仮称）町田市子どもにやさしいまち条例」ヒアリングについて
- 資料2 「（仮称）町田市子どもにやさしいまち条例」ヒアリング（案）  
～2023年2月21日時点～に対する意見一覧【検討部会員】
- 資料3 子ども参画ミーティング「考えてみよう！子どもの条例」の  
実施結果について
- 資料4 「（仮称）町田市子どもにやさしいまち条例」（案）
- 資料5 「（仮称）町田市子どもにやさしいまち条例」前文（案）に対する意見一覧  
【検討部会員】
- 資料6 「（仮称）町田市子どもにやさしいまち条例」前文（案）に対する意見一覧  
【町田市子ども・子育て会議委員】

- 資料7 「(仮称)町田市子どもにやさしいまち条例」(案)条文 新旧比較表
- 資料8 子どもの権利に関する条例の周知・啓発資料の比較
- 資料9-1 他自治体における子どもの権利に関する条例の周知・啓発資料の比較  
【リーフレット】
- 資料9-2 他自治体における子どもの権利に関する条例の周知・啓発資料の比較  
【副読本】
- 資料9-3 他自治体における子どもの権利に関する条例の周知・啓発資料の比較  
【逐条解説】
- 資料10 「(仮称)町田市子どもにやさしいまち条例」の周知に向けた  
広報物について
- 参考資料1 【リーフレット】宗像市(宗像市子ども基本条例)
- 参考資料2 【リーフレット】目黒区(目黒区子ども条例)
- 参考資料3 【リーフレット】ふじみ野市(ふじみ野市こどもの未来を育む条例)
- 参考資料4 【副読本】西東京市(西東京市子ども条例)※抜粋版※
- 参考資料5 【副読本】新潟市(新潟市子ども条例)※抜粋版※
- 参考資料6 【逐条解説】西東京市(西東京市子ども条例)※抜粋版※
- 参考資料7 【逐条解説】宗像市(宗像市子ども基本条例)※抜粋版※

2023年度第1回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会 委員出席者

（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会 委員

氏名	所属	出欠
◎吉永 真理	昭和薬科大学	出
菅野 幸恵	青山学院大学	出
吉川 由里	法律事務所たいとう	出
叶内 昌志	町田市社会福祉協議会	出
松井 大輔	町田商工会議所	欠
渡邊 蔵之介	市民	出
福田 麗	町田市青少年委員の会	出
柴田 初菜	さがまち学生Club	出
堀越 彩珠	子どもセンターただON子ども委員会	出

◎：部会長

備考：傍聴者（1名）

2023年度第1回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会 事務局出席者

氏 名	所 属
大坪 直之	子ども総務課
菊地 仁幸	児童青少年課
堀 秀彰	子ども家庭支援センター
松尾 哲平	市民協働推進課
深沢 光	福祉総務課
高田 正人	教育総務課
西久保 陽子	生涯学習センター

子ども総務課事務局：奥 雅文、深井健央、尾島 早紀、高橋 奈緒

## 【議事内容】

### 1 開会

子ども総務課企画総務係長：ただいまから、2023年度 第1回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会を開会いたします。私は、子ども総務課企画総務係長の奥と申します。議題に入る前まで、司会進行を務めさせていただきます。今年度も引き続きよろしくお願ひいたします。

議事に入る前に、会議欠席の連絡をお伝えします。松井委員から欠席との連絡が入っております。事務局は、市民協働推進課長の横山に代わりまして、担当課長の松尾が代理で出席させていただきます。また、会議の運営支援として、株式会社創建が参加いたします。記録要旨作成のため、会議の内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。本日の会議の進行ですが、2時間程度を目安に進行していきたいと思ひますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

### 2 事務連絡

子ども総務課企画総務係長：会議の公開についてですが、本日1名の方が傍聴を希望されております。特にご意見がなければ、公開するというところでよろしいでしょうか。

一同：（異議なし）

子ども総務課企画総務係長：それでは傍聴人の方の入室をお願ひいたします。傍聴の方が入室されましたので、会議を進めさせていただきます。

事務局につきましては、新年度になり、変更がございましたので、紹介させていただきます。

〔事務局紹介〕

子ども総務課企画総務係長：続きまして、本日配布している資料の確認をいたします。お手元の資料をご覧ください。

#### ■資料の確認

〔資料1～10、参考資料1～7の確認〕

子ども総務課企画総務係長：ここからの進行につきましては、吉永部会長にお願ひいたします。

### 3 議題

吉永部会長：皆さま、こんばんは。先日、私と菅野委員で「子ども参画ミーティング」に参加してきました。その時の話も、今日の会議の中でお話できるかと思います。今日も色々ワークなどをやりたいと思っておりますので、皆さんご協力をよろしくお願いいたします。

#### (1) ヒアリングについて

吉永部会長：それでは、議題に入りたいと思います。ヒアリングについて、事務局から説明をお願いいたします。

〔資料1～3の説明〕

吉川委員：資料3の1ページ目、1番下のところで「前文は2023年5月14日時点のものと2023年2月16日時点のものを使用」とあり、5ページ目の②「前文の歩みを聞いてみて、印象が変わったことや考えたことを書こう！」の子どもたちの意見の中に、「前の前文」「今の前文」という表現がありますが、2つの案について、どういったご説明をされたのか教えてください。

子ども総務課長：子ども参画ミーティングでは、まず本文の説明をして意見をいただいた後、4月以降に皆さまにお示しした「今の前文」をお見せして、意見をいただいております。その後、実はこの前文は大きく変わっているものであるということを示して、検討部会の説明と併せて、検討部会で2月まで検討していただいた前文を出して説明し、意見をいただくような流れでした。

吉川委員：検討部会の案ともう1つの案は、どういう風にご説明されたのでしょうか。もう1つの案は、検討部会の案ではなく、市の案という形でご説明されているのでしょうか。

子ども総務課長：検討部会の皆様に意見募集をする際の説明の中に入れていただいた「子どもの参画」の次のステップである「子ども自身による実行」を示すなど、市での考えをもって新しい前文としたという説明を入れて、新しく大きく変わったというような見せ方をしております。説明としては、検討部会での案という形ではお示ししておりません。

吉川委員：新しい案は、これまでの議論の経過とはかなり方向性が違う印象を受けており、最初に拝見した時にはとても驚きました。私は自分の意見を全部取り入れてほしいとは全然思っていないですし、皆さんの意見がこの検討部会の案として出るのであれば、それは全く構わないと思っています。また、議会に諮った結果、全く違う内容になったとしても、それは町田市民の皆さんの代表である議会の方々が決めたということであり、民主主義だからそれは良いと思います。ただ、突然全く違う内容が案として出てきて、それがメールでの意見募集という形で示されるという今回のやり方は、私としてはすごく悲しい気持ちになりました。子どもの意見表明権や子どもの参画などを大事にしていこうという条例づくりのプロセスにおいて、これが意見表明権侵害かという気持ちになりました。

子ども総務課長：検討部会に対して、条例の本文というのは公的な文章になるため、町田市らしさを出すのはやはり前文だとしていたところで、大事な部分の言葉は何かということを検討していただいたり、参画のプロセスという町田の特徴を言葉として色々出していただいたりして、創り上げたというプロセスがございました。こちらで提示したものをしっかり意向を汲んでいただいて、積み上げていったものが第5回検討部会までありましたが、その後の庁内調整の中で1つの方向性が違う形で出ました。タイミングとしては、もう少し早くお示しして、そういった方向の中で意見を出していただくというプロセスができていたらという反省はございます。ただ、町田市としては、強い意志を持って子どもたちを守るために、責務がある大人たちが取り組んで行くという意思表示や、これまで町田市の特徴として積み上げてきた「子どもの参画」の次のステップである実行というところを、新たな町田市の決意として前に出して示していきたいというところがあります。皆様からお話をいただいたものが一度まとまったところで、パブリックコメントまで時間がなかったとはいえ、最初のご説明がメールになってしまったというのは、大変申し訳なく思っております。

叶内委員：吉川委員のお話をごもつともだと思います。一方で私は当初から「町田市らしい条例にしましょう」という話をしてきているので、大人が作る、大人がわかる条例ではなく、大人が作る、子どもでもわかる条例というのは、かねてから求めていた形ではあります。今回の案が突然出て、今まで積み上げてきたのは何だったのかと思うと同時に、当時から私が言っていた内容に近くなってきて、幅広く子どもに

伝えられる言葉が盛り込められている感じがしたので、悲しい気持ちも同じように持ちましたが、私としては前向きに受け止めさせていただきました。

渡邊委員：私も見た時、内容が今まで全く違っていたので、啞然としました。形では会議をしたけれど、最終的にはこういうものだと納得するしかないのかなと思ったのが正直な感想です。動揺してコメントもできませんでした。前文の2段目に「議会や市役所はもちろん」とありますが、我々が作ったものからガラッと変わって、市役所が作ってやってきたという感じがします。土台を考えてきたものとしては寂しいなというのが率直な意見です。

堀越委員：学生や子どもたちの意見を見てみると、「わかりやすい」など子どもの意見からしてみると確かにわかりやすいし、読みやすい形になっているので、私は良いと思います。

柴田委員：私もメールで拝見した時は、私の知らないところで1回検討部会をやったのかと思いました。叶内委員がおっしゃったように、前のものとガラッと変わってしまっていますが、読みやすい文にはなっているのかと思います。繰り返し入っている言葉やヒアリングの結果を見ても、子どもたちの的には「わかりやすい」や「ポエムのようにすごく良い」という意見があったので、確かにこちらの方が視覚的にも捉えやすいし、見やすくなったとは思いますが。私の意見が全部反映してほしいという思いはないので、この形で提示されたのならここからより良いものに、これを普及させていくように、前向きに捉えていきたいと思いました。

菅野委員：私は5月14日に吉永部会長と一緒に子ども参画ミーティングの見学に行きましたが、今の前文と今まで検討部会で作った前文が区別されて、子どもたちに提示されていたかのように思えなかったので、すごくモヤモヤしながらあの場にいました。良いところを聞くというのも、どちらの良いところなのかがわからないということもありました。

前文に関しては、その時の感情をどう表現して良いかわからないところもありますが、よく考えてみると、中身というよりも、プロセスにやっぱり納得できないところがあると思いました。自分の意見が反映されないからというわけではなく、民主的に色々なワークなどをやってきて、町田市の方と委員が一緒になって考えたという感じがすごくあったので、それが尊重されなかったということが子どもにやさしいという条例を作る時のプロセスとしては疑問があり、すごく残念だと思いまし



た。子どもたちが言っているように、見た感じはすごくわかりやすいイメージはもちろんあるし、これと前のものを比べたら、こっちがそういう風に見えるのはわかる感じはするので、プロセス自体にモヤモヤが残るところがあるというのが正直なところですよ。

福田委員：私はこれを見た時に、もちろん驚いたというのがありますが、シンプルになって、言いたいことややりたいことが明確に捉えやすくなったなというのが、最初の率直な感想です。確かに今までの話し合いのプロセスを考えると、全然違っているので、どうしてこういう風になってしまったかというところを説明していただく必要はあると思いますが、内容は、本当に何も知らない人でもパッとこれを見せられた時、わかりやすく良いかなと思います。皆さんの意見を聞いて、今まで私たちが話し合ってきたことは、どういう形でも良いので、条例の方に組み込んでいただけると良いのかなと思います。

吉永部会長：私も実はこれを見た時はびっくりして、モヤモヤしていました。でも、子ども参画ミーティングでは、参加してくれた子どもたちと、ファシリテーターをやった子どもセンターの職員たちの間に、非常に信頼関係があって、子どもの声を聞くということが、その場ではかなりちゃんとできていたのはとても良かったと思います。私たちが創り上げた前文に対する意見も少しあって、例えば7の②「前文の歩みを聞いて、印象が変わったことや考えたことを書こう！」では、3つ目に「最初の前文は言葉は難しいが、意見を言える立場の中学生以上なら理解できる」とあり、一定の評価を得ていたということがわかります。その前のページは新しく出された案に対する子どもたちの率直な意見で、「文言統一」「まちだを漢字にしろ」「ポエミーをつらぬけ」などすごく厳しい言葉が実は書いてあり、必ずしも子どもたちは全部を賛成はしていません。子ども参画ミーティングの最後の一言で、菅野委員が「一番してはいけないのは、大人が勝手に子どもたちの意見を都合よく使ってしまうことだ」と釘を刺してくれたのは、あそこにいた人たち皆の心にすごく響いたと思います。

パブリックコメントの資料を出した時に、その資料には条文とその条文の内容を説明する段落が交互に入っていましたが、それを見た子どもが「同じことの繰り返しでちっとも説明になっていない」「かみ砕いて書いていない」などと言ってくれたりして、すごく子どもって率直で本当にちゃんと見ているなと思いました。そうい

う色々なことを総合的に考えて、帰り路では、やっぱり子どもたちの言ってくれていることが、本当のことなんじゃないかなと最後に思うようになっていました。

私たちは、堀越委員の「遠い感じがする」という言葉などに、割とセンシティブに色々なことを考えたりしたプロセスもあって、一生懸命やったところはありませんが、本当に子どもに読んでもらう前文と考えた時に、フラットに考えると、福田委員や叶内委員がおっしゃってくれたようなところもあるのかなと思いました。今は皆さんも意見を言ってくれましたし、ここに書いてある子どもたちの反対の意見も、ちゃんと取り入れて作ってもらわないと困るので、答申案のところは必ずしも子どもの意見がまだ反映しきれていないのではないかなと思っていますが、そこは次に議論できますので、ヒアリングの結果に関してはこの辺りでよろしいでしょうか。

菅野委員：資料3の6「ディスカッションで出た子どもたちの主な意見」で、「子どもにやさしくないところ」の部分で、「子どもにやさしいところはどこかという質問がやさしくない」という意見を子どもたちが言っていました。私はさすがだな、そうだよねと本当に思いました。「そんなのを私たちに聞かないでよ」ということだと思います。だから、やさしくないところの方がすぐに出てきた印象があり、「子どもにやさしいというのを私たちに決めさせるのですか」というのは、すごく本質的な問だなと思いました。

吉永部会長：こういった議論をして、検討部会では色々な過程を受け入れて、子どもたちの意見がとにかく一番ということやっていければ良いかなと今は思っているところでは。

## (2) 答申書(案)について

吉永部会長：続きまして、答申案について、これはよく見ていただきたいと思っておりますので、まずは事務局より説明をお願いいたします。

[資料4～7の説明]

吉永部会長：確認ですが、パブリックコメントは、本文と前文の両方が行われているのでしょうか。この素案を固めるのはもっと先で、今日は色々気づいたことをいうレベルでよろしいでしょうか。

子ども総務課長：前文は、ここで皆さんのご意見をいただいて整えた後、6月に意見募集をパブリックコメントと同じ規模で行うことを考えております。7月の検討部会で前文・本文をいただいた意見と合わせ、結果をお示しいたします。

本日は、本文につきましては修正点のところを見ていただき、それ以外の部分は素案として一度固まったものと考えていただければと思います。変更点の意図は何かというような観点でお尋ねいただければと思います。前文は対面でご意見をいただくのは初めてですので、改めてご意見をいただければと思います。

吉永部会長：資料7、4ページの項番38「子どもを養育する従業者が子育てと仕事を両立することができるよう、子育てしやすい職場環境を作ること」について、前は「事業者としての社会的責任を認識した事業活動を行うとともに、子どもの社会的自立に向けた人材育成及び社会人教育を行うこと」という項目で、その前半が項番40に取り出されていると思いますが、人材育成や社会人教育の部分は、なくしてしまったということでしょうか。人材育成がなくなったということでしたら、なくなった理由は何でしょうか。

子ども総務課長：子どもを養育しやすい環境を作ることというのは、新しく入った部分です。これは子育てしやすい環境を作ること、子どもにやさしいまちを作るために、事業者の責務として行っていくべきことと考え、具体的な表現にいたしました。旧条例案後半の、「人材育成及び社会人教育を行うこと」という部分は、事業者に対する責務の重みづけとして、今の時点でそこまで求めるのが適当なのかというところもありましたので、より現実的、具体的なものにしたところでございます。

吉永部会長：人材育成は、アドボケイトに繋がると思うので、私は結構大事なことであり、重みが違うことはないのではないかと思います。子どもの声を聞く、先般の子ども参画ミーティングのワークショップ等でスキルを発揮して下さった方々みたいな人を、もっと増やしていくという観点の条文は、どこになるでしょうか。

子どもの社会的自立に向けた人材育成のところがないので、第2項を「子どもと共に働く従業者が子どもの権利について理解を深めることができる取組や、人材育成を行うこと」のように、子どもたちの権利について理解を深める、人材を育成するということを、事業者の義務として入れた方が良くはないかと思います。

子ども総務課長：第1項に新たに入れた「子どもを養育する従業者が子育てと仕事を両立

することができるよう、子育てしやすい職場環境を作ること」というのは、従業者そのものに対して、育休を取れるようにする、時間外をさせないなどということだけではなく、職場全体が子育てをすることに理解を高めるような部分も含まれております。子どもの社会的自立に向けたという部分は、直接的なものは難しいですが、そういった要素を入れていけるように、文章を考えたいと思います。

福田委員：元々あったのは、事業者が子どもの人材育成を行うということでしたが、今回のものは、どちらかというところ、親など養育する人たちの環境を整えること、子どもを養育するということを理解して、そこを整備するというようなことが3つ並んでいるので、全く意味が違ってきていると思います。なので、事業者の責務として子どもの人材育成の部分を、新たに項目を増やすということではできないのでしょうか。

子ども総務課長：先程吉永部会長がおっしゃられた「子どもと共に働く従業者が子どもの権利について理解を深めることができる取組」の中で、表現が加えられるかどうかといったところかと思えます。対象ややることを整理しながら、考えたいと思います。

菅野委員：総則の項番1で、子どもにとっての最善の利益が「尊重され」というのが、「図られ」となっていますが、「尊重され」が良いと思います。

吉永部会長：「尊重」が「図る」になった理由はあるのでしょうか。

子ども総務課長：「利益」が「尊重」されるという言い方は言葉としてどうかといったところで、利益に合う言葉について、色々案を出しながら考えた結果、変更に至りました。

吉永部会長：「利益」だけを取り出すと、「図る」となりますが、「最善の利益」というのは1つのフレーズですし、私も確かに違和感があります。「権利」という言葉に拒否的な場面で、それを使わないために「最善の利益」という場合がありますが、今回はちゃんと「子どもにとって大切な権利を明らかにし」と入っているんで、別に子どもの権利を使わないようにしているわけではないと思います。例えば、「子どもの権利が尊重され」にしてしまうなど、「互いに支え合い」の前は、わざわざ最善の利益ではなくても良いと思います。

吉川委員：「子どもの権利条約」第3条には子どもの最善の利益のことが書いてあり、ここでは「児童の最善の利益が、主として考慮されるものとする」という表現になっ

ています。「主として」というのがポイントだとは思いますが。「尊重する」でも、「図られる」よりはおかしくないとは思いますが。

吉永部会長：ここは皆さんが違和感を持ったところなので、もう一度、相応しい言葉を見つけていただけたら良いかと思えます。

子ども総務課長：確認させていただきます。

吉川委員：前文に関して質問です。前文の4段落目に「そのために、みんなが、同じ想いで、つながり、それぞれの立場で活動しているまち、そして、何よりもお互いが支えあう」とありますが、「何よりも」というのは、それがこの条例の主たる目的ということなのでしょう。また、「そのために、みんなが、同じ想いで」というのは、どういう想いのことを言っているのかについて、教えてください。

子ども総務課長：こちらの部分は、前に書かれた「子どもにやさしいまちになるために、～であること」というのを受けて、本文でいう「大人の責務」というところを意識しております。責務の主体は各々の立場で活動して、それが各々だけではなくて、お互いが支え合い、それが子どもにやさしいまちと繋がっていることをイメージして作った部分でございます。同じ想いというのは、「子どものために」という想いをイメージしております。

吉永部会長：「同じ想いで、つながり」となると、同調圧力みたいな感じになってしまいますね。

吉川委員：今のご説明とこの表現が一致していない、ピンと来ないという印象を受けています。その前に書いてあるようなことを、志を一つにして、みたいな意味なんだということは理解しましたが、多様性という話を結構していましたので、「同じ想いで」という言葉にすごく違和感を持ちました。

子ども総務課長：同じ想いを持って活動するというイメージですが、それをわかりやすい言葉にすると、何が良いのかは大分時間をかけて悩んだところではございます。次の「それぞれの立場で」という部分では、各々のところでできることをしましよということを言っており、支え合って、こういった想いでまちをつくっていくという流れの一文になっております。

吉永部会長：この後はパブリックコメントや前文の意見収集を経て、7月にもう一度でしょうか。また気づいたことがあったら事務局にご連絡いただくということよろしいでしょうか。

子ども総務課長：次回、7月の検討部会では、本文のパブコメと前文の意見募集でいただいた意見をまとめたものと、その時点で反映した案をお示ししたいと思っております。7月の検討部会、8月の本会を経て、答申をいただくという流れを予定しております。先程の部分のように、言わんとしていることを皆さんにわかりやすい言葉でつないでいくのに苦労しているところがございますので、この表現はこの方が良いというようなことがあれば、ぜひご意見をいただければと思います。

## ■アイスブレイク

吉永部会長：後半は広報の仕方について、事務局から色々説明していただくつもりですが、その前に簡単なアイスブレイクを1つだけやりたいと思います。では皆さん立ち上がっていただいて良いですか。これは地上から95cm、子どもたちの視点に立ってみるためのワークです。

[アイスブレイクの実施]

### (3) 広報物(案)について

吉永部会長：子どもたちの世界というのは、私たちが思い込んでいるものとは、大分違うということに気づいたり、感じたりするというのが、第一歩としてすごく大事ではないかと思えます。その上で、どう子どもたちに伝えていくかを考えていくのが良いと思っております。それでは、広報物(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

[資料8～10、参考資料の説明]

渡邊委員：これを見ていて、動画というのが今は当然あるのだなと思いました。もしするのであれば、お堅いものではなくて、ぜひ皆が見たくなるような楽しめるものになると良いなと思いました。

吉川委員：リーフレットなど他市のものを拝見していたら、「権利が守られていないと感じたら」や、相談窓口が入っているところがありますが、「こういう権利があるんだ」ということを子どもたちに伝えると、「私の権利、守られていないんじゃない？」という風に気付くこともあるのかなと思います。なので、「困った時はここに相談してね」「あなたは独りぼっちじゃないんだよ」「頼れる大人がいるんだよ」

みたいなメッセージが入ったら良いかなと思いました。

渡邊委員：リーフレット等を作る時に電話番号を載せるとありますが、メールアドレスや二次元バーコードなどからも、相談できる形にする予定はあるでしょうか。

子ども総務課長：今までもそういったご意見はいただいておりますので、関連する相談先や連絡先などを載せる場合は、子どもたちを含め色々な方がアクセスしやすいように考えていきたいと思っております。

柴田委員：リーフレットに関して、小学生にも「大人にはこういう責任がある」「親がダメなら他もいる」ということが可視化してわかると、助けを求める選択肢が広がるのかなと思いました。難しい内容でなくて良いので、「こういう人たちも子どもたちのことを見守っていますよ」ということを載せていただくと良いと思いました。

子ども総務課長：参考にさせていただきたいと思えます。

吉永部会長：アイスブレイクで使った95cmの用紙がすごく良いと思うので、付録付きというのはどうでしょうか。大人の人に子どもの視点に気づいたり、感じたりしてもらおうプロセスもすごく大事だと思うので、条例の広報に関する基本的な考え方に「気づく」「感じる」みたいな部分も、大人の方にはぜひ入れてもらえたらなと思います。それにこれが役立つので、付録でリーフレットの後ろ側に付けていただければと思いました。

菅野委員：「感じる」ということがありましたが、全ての始まりはまず関心を持ってもらうことだと思います。関心を持たないと知りたいとも思わないので、「子どものことは、親以外の人も心配してくれている」「子どもを育てている人だけではなく、皆がそうなんだよ」というようなメッセージのように、大人向けは関心を持てるようなところも入ると良いのかなと思いました。

叶内委員：私が気になるのは、リーフレットや副読本は大事な1つのツールであって、それがどう活用されるのかといったところです。町田市子どもにやさしいまち条例の制定の日にそれを市のスピーカーで流す、学校で30分でも良いから取り上げて子どもたちと共有するというような活用のされ方を、私はぜひ期待したいし、そこまで目指してほしいと思います。

子ども総務課長：参考にさせていただきます。先程ご紹介しましたが、小学校の総合の授業でパブリックコメントを取り上げていただいたという事例もございますので、そ

ういったところで活用する時には、どういったものが良いかについても考えながら、作っていきたいと思います。

吉永部会長：今考えられているパターンは少し大きめで、一番小さくてもリーフレットですが、例えばカードくらいの大きさは、若い子にはどうなのでしょう。どれくらいだと良いですか。

堀越委員：学校で配る感じでしたら、多分あまり見ず、すぐ捨てる気がします。冊子になっている方がもらった時に開いて見たりすることが多いです。カードだと、飛ばして遊んで、破れて、見ないうちにゴミ箱に行くことが多いと思います。

吉永部会長：他市の例で、母子手帳と同じ大きさのリーフレットのようなものを作っていて、母子手帳の中に差し込めるような形で子どもの権利条例のことを伝えているというのを聞いたことがあります。大きさは、工夫のしどころかもしれませんね。

柴田委員：小さいカードで、いじめの相談窓口とか書かれたものが配られても、教室の床に落ちていることが多いです。やはり小さいとなくしやすいので、A4見開きであれば、ファイルに入る大きさなので良いと思います。

子ども参画ミーティングのコメントの中にもあった「母子手帳に記載すると良い」という広め方がすごく良いと思います。1ページ使えなくても、二次元バーコードと「子どもに関する条例があります」という一言が書いてあれば、お母さん方も安心すると思うし、子どもたちが大きくなるにつれて、自分で見返した時に、「こういうのがあった」という気づきにもなると思います。

動画について1つ案ですが、高校の中にはラジオ部や新聞局をやっているところがあるので、そういうところをお願いして作ってもらうのが良いのではと思いました。大学生の学生団体の中にも動画作成をやっているところもありますので、そういうところをお願いして、当事者である子どもたちに広報物を作ってもらうことによって、その子たちはもちろん詳しくなるとは思いますし、伝わりやすい内容のものができるのではないかと思います。

子ども総務課長：参加していただくと、参加した方が広めていただく方にもなるので、色々な方に加わっていただいで、進めていきたいと思います。

## 5 その他



吉永部会長：最後にその他ですが、何かございますか。よろしければ、進行を事務局にお返しいたします。

## 6 閉会

子ども総務課企画総務係長：吉永部会長、ありがとうございました。また、たくさんのご意見をいただき、誠にありがとうございました。以上で本日の会議は終了となります。次回の会議は7月27日（木）となります。

以上を持ちまして、2023年度 第1回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会を閉会いたします。ありがとうございました。